

第5回明石市市民参画推進会議 議事概要

日時：2023年2月14日（火）14:30～16:30

場所：明石市立市民会館 第1・2会議室

1 開会

2 議事

(1) 前回会議までの主な意見

(田端会長)

本日検討の中心となるのは、これまでの委員の意見、それに対する現状・取組状況が記載された資料1である。まずは事務局から説明いただきたい。

(事務局 和気係長)

※資料1に基づき、説明

(田端会長)

前回会議までにおける意見が整理されたものになる。加えての意見・質問をお願いしたい。

(事務局 中島課長)

本日欠席の正木委員から意見をいただいているので、まず報告する。

資料3 ページ目「審議会等の委員の選任等について」について、2点意見をいただいている。

1点目が審議会等の委員構成についてである。「市民参画が十分図られた上で、各審議会等で委員が十分に議論することが肝要だ」という意見をいただいている。N016の意見とも関連すると思う。

もう1点は、無作為抽出の導入についての意見である。「公募委員は自ら手を挙げたやる気のある市民である。よって全ての場合に、無作為抽出によって選ばれた市民が公募委員より良いとは言えない。無作為抽出委員の導入にあたっては、どの審議会等の委員を無作為抽出とするかは慎重な検討が必要だ」と意見をいただいている。

続いて4ページ目「審議会等における傍聴者の発言」については、「傍聴者の発言については、審議会等の時間、議題などから、審議会等の判断に委ねるのが妥当と考える。」という意見をいただいている。

最後に5ページ目「市民参画手続の実施主体に市議会が含まれていないこと」についても、意見をいただいている。「市議会を含めるかどうかについては、論点が多々ある。したがって、十分な議論をした上で判断すべき事柄であると考えている。今回は十分な議論がなされていない

ので、言及すべきではないと考える。」という意見である。

(田端会長)

項目ごとに見ていきたい。資料1～2ページ目「市民意見の反映」についてはいかがか。

(松本委員)

先ほど正木委員からの意見の一つに、「市議会を含めるかどうかについて十分な議論ができていないから今回は見送った方がいい」という意見があった。私からは前回会議でも提案したが、そもそも市議会を含めるかどうかこれまで十分な議論をしていない。検討すべき課題について、例えば「市議会の問題をどうするか」のように議論をしていくための整理をしてほしい。

市民意見の反映についても、いろいろな課題がある。審議会等の委員の構成やパブリックコメントのやり方なども課題だが、議論が1度もされてない。議論が十分でないものは全部見送ろうというのはおかしい。だからまず議論すべきことを一つひとつ抽出して議論をしていただきたい。

それからもう一つは、今回の会議では冒頭に、5年間の運用の評価、検証に係る膨大な資料が市からまとめて提出されている。それらの検証の過程から、個別の課題を抽出して議論しなければいけない。すべての事案について議論する必要はないが、議論すべき課題をピックアップして、検証の光を当てるのがこの委員会の役割だと思う。前回会議でも同じことをお願いしたが、具体的な検証が必要な事案について、課題や解決について指摘、提案しているので、まずはそこから進めていただきたい。

(田端会長)

今回の会議において、具体的に何を課題として議題に乗せるのかという事前整理は、まだできていない。PDCAを十分回せることができず、この5年間でいろいろな課題が溜まっている状況だと思う。そういった中いろいろな意見があり、それに対して現状がどうなっているのかを明らかにしようというのがこの資料である。

今の段階では、検証すべき個別の事案を決められていない。この委員会は今回だけで終わるわけではないので、個別事案を整理するため、「急ぐべきテーマ」や「社会情勢を鑑みて優先的に議論すべきテーマ」ものなど、問題抽出を含めて、段階的に土俵に上げていきたい。まずは、この資料に基づいて議論したい。

以上のとおり優先順位をつけて進めたいと考えているので、個別事案の検証についてはお待ちいただきたい。

(松本委員)

この市民参画推進会議は、市民参画条例に基づいて、市民参画手続が適正に運用されてい

るかどうかを検証し、適正でなければ是正に向けた議論をし、提言するのが任務であるという事は間違いない。そうであれば、事務局提出の膨大な資料の中から具体的事例をピックアップし、各事例の市民参画手法について検証しなければ、前に進まないのではないか。

(田端会長)

個別案件について、適正な公募手続の期間が確保できなかったケースがあったことは承知しているが、まずは、資料1に記載の現状・取組状況が適切かどうかを見ていきたい。

(松本委員)

資料1に基づいて一つひとつ議論していこうということであるが、議論をする根拠として、実際の運用状況の検証事例をもとに、意見公募や審議会等の運用の問題、条例上の欠陥について整理した資料を作成した。まずその説明からさせていただきたい。

(事務局 山田室長)

資料1においては、運用、意見、条例等で番号を振っているのですが、資料1の内容に関連する課題であることを補足していただくと、他の委員もイメージしやすいかと思う。そのようにお願いしたい。

(松本委員)

まず、新庁舎建設計画の市民参画手続に関する意見は、市民意見を反映するための手続が行われてこなかった経過についてである。

例えば審議会等についてである。審議会等は市民参画条例第7条に規定する7つの手法の中でも非常に重要なものだと認識している。重要であるからこそ、多くの事案に関して、学識者や公募委員による審議会等をつくってきている。

しかし、新庁舎建設計画では、審議会等が設置されてない。市が新庁舎については審議会等を設置するほど重要なテーマではないと判断しているわけではないと思う。現時点で、新庁舎建設に要する費用は約140億円ということであり、新庁舎は50年間は使うようなものである。将来に向けてどのような庁舎が必要か、市民や学識経験者など多様な人たちにより、議論していかなければならない。

条例に規定された市民参画手法の中でも、意見公募手続に当たるパブリックコメントやアンケートは一方通行の手法であり、意見の聴取に止まり、提出された意見に個別に答えを返す仕組みにさえなっていない。市民の意見が「言いつ放し、聞きつ放し」に終わり、参画とは言えない。参画とは市民各位の意見に対して、市の見解がどうなのか返し、議論することが重要である。そういう意味で、審議会等は極めて重要な機関になる。

しかし、新庁舎の件に関して、市民説明会で審議会等を設置しなかった理由を担当部署に聞いたところ「審議会は限られたメンバーによるものであり、多様な意見を聴取できるパブ

リックコメントを行っているので、審議会等は不要だ」と言い切っている。これはあまりにもひどい。審議会等やパブコメは何のために実施し、どういう機能、成果を期待しているのかについての理解が足りないのではないか。

審議会等をパブコメで代用することはできない。パブコメでは、一方的に意見を文書で出して、まとめて文書で回答を公表するが、そこでは何ら意見交換が行われない。だから審議会等は、パブコメで意見を聞くのとは全く別の機能を持っている。

パブコメであれば広くいろいろな人の意見を聞けるが、限られたメンバーになる審議会等は不要というのは、市民参画条例の審議会等の手続を否定していることになる。市民参画条例で提示している7つのアプローチの手法のうち、一つやればいいという話ではない。それぞれの機能が違う。その異なる機能を十分に生かすべきである。

新庁舎の建設という極めて重大なテーマについて、参画の手続が形式的になされてしまったことを直視すべきである。なぜ、そのような取り扱いになったのかをきちんと検証しなければ、何回も繰り返されることになるのではないか。

(田端会長)

新庁舎建設の事例で課題としてあるのが、市民参画においてどの手法を採用するのかというところ。それぞれ特性の異なる手法について、どのような判断基準で選択されているのかということ、検証しなければいけないのではないかとということであった。

(松本委員)

もう一つ、市から出された令和2年度の運用状況報告では、新庁舎の建設計画については一覧表にちゃんと記載されている。しかし、令和3年度になると一覧表の中にない。なぜ令和3年度は一覧表への記載がないのか。新庁舎建設計画はいぜん立案過程にあり、市民参画手続をしなかったから検証の対象から外れるのではなく、いわゆる「不作為」についての説明、すなわち令和3年度も「未達成理由欄」に市民参画手続をしなかった理由を明記すべきではなかったか。

(事務局 和気係長)

まず、担当部署が「審議会等が不要」と実際言ったのかどうかは把握できてない。

市役所新庁舎の策定については、市民参画条例上、意見公募手続は必須であるが、意見公募を除く6つの手法の選択については、任意であり、必ずしも審議会等手続を実施しなければいけないという認識はない。

2点目の質問については、令和2年度に複数手法を実施すべきであったが実施できず、パブリックコメントのみの実施に留まった。

理由は、新型コロナウイルスの影響で、予定していた市民説明会を延期したからである。さらに令和3年度においても同じ理由で意見交換会が開催できず、実際には令和4年度に実

施した。市民参画推進会議からの指示があれば、令和3年度の運用状況報告書にこの旨を未達成理由として追記する。

(田端会長)

コロナの影響で市民説明会を実施できなかったということは納得した。

しかし、新庁舎建設のテーマは市議会が見える化できるか、または市民が利用しやすいかが非常に重要なポイントなので、基本設計の段階でもう少し市民が入っていくべきであったと思う。この辺りの認識が不十分で、担当部局は効率性や安全性に特化し、十分な市民参画がなされなかったのかもしれない。

当初の段階で担当部局だけの判断ではなく、市民参画部局が「もう少し市民の意見を聞いたらどうか」「パブリックコメント以外にも審議する場を設けたらどうか」というような意見を言える運用を考えるのもよいと思う。

(松本委員)

「審議会等はいらない」という発言については、質問したのは私であるから、間違いない。

もちろん7つの手法を全部やらなければならないとは私も思っていない。そこでいくつかの手法を組み合わせることは大事なことだ。ただし、問題は「審議会等はメンバーが限定されているから幅広い意見を聞く場ではない」という市の認識である。限定されているメンバーであっても、継続的に何回も意見を交わしていく中から、合意形成が生まれる。合意形成は民主主義の鉄則である。

やはりこの市民参画の手順についての理解が乏しい。市民参画条例や自治基本条例について職員にきちんと研修していない。そういう現状だから駄目だと言っている。

(田端会長)

審議会等と市職員の意識醸成のテーマについては、後ほどご意見をいただく。

ここではまず、市民意見を適切に把握するため、7つの市民参画手法をどのように運用していくのかということである。市民意見の反映という言葉が多義的であり非常に難しいが、審議会等は決定権を持っており反映だけではない。そういったことも含めて、どの市民参画手法が適切なのかを、一概に決めることはできない。

(事務局 山田室長)

会長から説明いただいたとおり、審議会等手続も複数の市民参画方法の一つと理解している。ただ、市の担当部署から「審議会等手続では十分意見反映できない」というような発言があったとしたら、それは明らかに誤った認識である。松本委員からもあったように、市民参画意識の醸成が不十分という指摘だと思う。意見として資料に追加させていただければと思う。

(松本委員)

もう一つ、令和3年度の運用状況報告において新庁舎建設のテーマがなくなっていることについて、担当部局から報告が上がってこなかったという点が、非常に引っかかる。担当部局の実施した手続について、その内容が妥当かどうかという検証は当然やるべきだ。また、特に重要な継続案件については、手続が取られているかどうかをチェックすることが市民参画の担当部局には求められるのではないかと。

(田端会長)

5 ページ目「条例の運用状況の評価・検証について」の項目に入れたいと思う。

(大黒委員)

私は、SNS による発信に関心を持っている。実際、私が所属しているゼミが地域貢献を行っており、例えばある政令指定都市がホームページを作成して効果が出たことや、SNS の運用によって観光客が増えているといったことを調査している。その点で、資料にある「より効果的な発信方法」というのは具体的にどのようなものを考えているのか聞きたい。

(事務局 堂上室長)

例えばプッシュ型で、登録していただいた方みんなに送るようなシステムができないか。LINE は高齢者から若者まで利用者が多いので、そういったものを活用するのも一つの手だと考えている。ただし、それですべてがフォローできるものではない。紙媒体もプッシュ型も重要であるし、場合によっては掲示板のようなものも重要だと思う。それぞれいいところや特徴があり、組み合わせが大事だと考える。

(田端会長)

国も現在デジタル化に力を入れており、急ぐべきテーマである。市民意見の反映の仕方について、地域で意見を出す場面やボランティア団体で活動する場面では、何かあるか。

(坂口委員)

まちづくり協議会で、協議会だよりに関する話をしたことがあるが、2歳ぐらいの子どもがいらっしゃる夫婦に、若者が見ているのは SNS であり、紙媒体のものは読まないと言われた経験がある。逆に、ボランティアの方々ほとんどが高齢者で、スマホを使いこなすことができない人も多い。情報の共有という意味では、相手が高齢者であれば紙を郵送するし、それが効果的である。いろいろな年代の方に知っていただくためには、様々な方法で発信する必要があると思う。

(田端会長)

先ほどの新庁舎の件も、市広報紙でアンケートをとっていた。

(堂本委員)

私が住んでいる地域で行事がある場合、広報紙に載せるだけではなく、回覧板を各自治会に回して参加をお願いしたりしている。そうすると結構集まってくれる。この間も子ども向けの行事を秋に実施した。小学生の親子連れを中心に、最終的には 900 人ぐらいの参加があった。参加者は、広報紙や掲示板を見て来られたようである。地域の特性により異なるかもしれないが、口コミなどその他の手法も必要だと思う。

(田端会長)

伝達のチャンネルも人的ネットワークも大事だということだと思う。これは審議会等の人選にも関連する話である。

(飯塚委員)

市からの情報発信に関係するところでは、私は市のホームページをほぼ毎日見ている。それは市の方向性や動きがわかるからである。

計画を変更できるタイミングで、市民からの意見を聞く機会を設けることが重要である。

また、当事者参画の意味合いで審議会等に出席するとき、私の場合は、職員の方にも理解を深めていただき、課題を一緒に考えていただくため、意見交換の場が大切だと思っており、そのような機会がこれからもあればいいと思う。

(田端会長)

パブコメが最終段階で実施されるため、反映できないのではないかという意見も多くある。7つの手法をどのように使えば、民主的手法に基づいて議論ができるのか。変更可能な段階で市民意見が反映できるのかも含め、もう少し検討が必要ではという話であった。

(小田委員)

先ほど坂口委員がおっしゃったように、SNS が効果的である世代がいる一方、紙ベースがよい世代もある。多くの世代の方たちに情報を発信するという意味では、アナログもデジタルも両方必要である。パブリックコメントに関しては、個人の意見を出せる場所として、とても有効なツールだと思っている。意見反映の観点からも、実施するタイミングは考えた方がよい気はする。情報のツールは、これからまだまだ工夫されるべき部分は多くあると思う。

(松本委員)

今の関連で、パブコメの実施時期の話に関して意見がある。

工場緑地規制緩和に関する条例については、2021年12月に議員提出条例が可決された後、翌年1月7日に答申が行われた。そして答申が行われてすぐにパブリックコメントが実施された。パブコメの締切は2月13日であり、翌日の14日には招集告示である。100件を超える意見を条例案に反映させる時間的な余地はなかったはずだ。

SDGs推進計画も同じである。これも一昨年12月から昨年1月にかけてパブコメを実施し、3月議会に出している。意見を反映し、原案を修正するという時間的余裕が全くない。

パブコメを出す市民は、一生懸命考えて出しているが、市は適当な言葉をホームページに掲載しているだけで、肝心なところは反映されてない。要するに、大事なことについていくら意見を出しても反映されない。そういう運用がされていることが問題なのである。市民の意見を聞いて、それを反映しようという意思があるならば、検討に必要な一定の期間を置かなければならない。そうでなければ、ただ形式的にやったとみなされてしまうのではないか。そういった運用は改めなければいけない。

もう一つ意見がある。パブコメは、文書でまとめて相手に伝えるという作業で大変である。意見公募されている案件について、内容を理解する機会もないまま、意見を出さなければならない。そんな状況で声をあげることができるのは、一部の人間だけである。なかなか意見を出せない市民の声をどうすくいあげるのかが重要である。

そこで、無作為抽出による市民参画を推奨したい。最近全国の自治体でも取り入れられている。無作為抽出は数百人規模で声を掛けるが、実際に委員として手を挙げてくれるのはごく一部である。「当てられたからやってみよう」という意識を持つ市民の意見も吸収していかなければ、多様な人の意見を吸収できない。その点、無作為抽出は非常に意味があるという多くの実績が、全国で挙がっている。

(田端会長)

まず1点目のパブコメの反映と実施の時期については、運用面の課題がある。パブコメは重要な市民参画手法であるにもかかわらず、やり方によっては意見を聞くだけで、ガス抜きに使われる手法になりかねないという問題もある。

それから2点目の無作為抽出でパブコメをとることについては、さすがに難しいと個人的には思う。

(松本委員)

無作為抽出でのパブコメはそれほど難しいことではない。今行われている「出す人は出してください」というスタンスのものと並行して、無作為に抽出した市民に「ぜひ意見を出してください」とダイレクトメールで送って、その中の何%かが応じてくれたらそれで良い。

(弘本副会長)

市民意見の反映手法を誰がどう選択してどのタイミングで行うのかが大きな論点になって

いると思う。そこを重視した答申にしないといけないと思う。また、「努める」という書き方だけだとどうしても実効性が担保されにくいので、もう一步踏み込んだ運用のあり方の提案ぐらいまで示せないものかと考える。

計画を策定していくときには基本的にスケジュールが資料として出てきて、公開される。そこに大抵の場合は市民公募手続をどの段階で行うかというようなこともほぼ示されている。それを徹底するというのを、運用の中でしっかり共有することも必要だと思う。

また、行政の答弁の中に市民参画を軽視しているような言葉が出てくるのは問題だと思う。時間の経過とともに市民参画に対する認識が緩くなってきていることは否めない気がするので、もう1回きちんと締め直していくことが必要だと思う。研修等が当てはまるだろう。コロナによる諸々の影響が3年間続いたことで、若手職員たちはイレギュラーなことが当たり前だと思ってしまうことだってあり得る。だからこそもう1度、本来の市民参画手続はどのように行うべきで、どのような目的があるのか、職員の皆で共有していくことが必要である。

それから一般的な傾向として、行政が政治の動きに影響される場面が多くなっている。それは必ずしも悪いことではないが、政治に対して過剰な付度をしてしまうような状況も起きかねないと思う。条例に立ち返って、基本の考え方を大切に作る風土をつくっていくことも大事であると改めて感じている。

広報については、意見を集めることと広報するという事は表裏一体であり、多様な人から意見を集める方法を考えることは、結果として広報の方法を多様にしていくことだと思っている。市民の知恵もお借りしながら、やっていくべきところである。先ほど、多くの方がイベントに来たという話があったが、おそらくコツコツと地元でされている広報と、若い世代の間で活用されている SNS などの広報が重なり合わさって、効果を発揮しているとも感じる。このように手法のリンクも考えていく必要もあると思った。

(松本委員)

意見交換会のやり方について、まちづくり協議会などいろいろな団体の意見を聞く機会をつくることは大事なことである。しかし、そのことが市民参画条例に規定している手続を欠いてもいい理由にはならない。特定の団体や集団、あるいは利害関係者など当事者から意見を聞く先というのは行政が選ぶわけである。行政が選ぶと行政に都合がいい人たちから意見を聞くことになる。最近の案件で言うと、優生保護法の被害者支援条例をつくるための会議及びヒアリングは、その典型である。ここでは当事者からたくさん意見を聞いたことになっているが、特定の団体や関係者のみの意見を聞いて、計画や条例をつくるのはよくない。クローズドな意見反映の機会だけではだめであり、市民参画条例の趣旨からすると、意見を出してもらい、意見を反映する人を行政が選んではいけない。特定の団体や関係者から意見を聴く機会があっても、不特定多数が参加できる意見聴取の場がなければならない。

市民参画条例では、基本的にオープンなシステムが非常に大事であると書いてある。クロ

ーズドな特定の団体や人たちの意見を聞くことは当然必要なことであるが、それをもって市民参画手続として代替してはいけない。その辺りがしばしば誤解されている。

その典型例が、工場緑地緩和条例である。議員提案条例を推進した議員たちは「いろいろな人の意見を聞いてきた」と言っているが、実際に意見を聞いたのは特定の事業者などである。これは市民参画条例でいう不特定多数のオープンな意見聴取ではない。だから、このようなことをやってはいけないという旨を明記しておかないといけない。

(田端会長)

条例においてオープンが原則という点については、間違っていないと思う。その上で市議会と行政を分けないといけないが、行政に関してはオープンが原則である。ただ一方で気になっているのは人権の問題である。

例えばLGBTQ+のテーマでは、当事者の意見をしっかり聞かないと、一般の意見だけでは当事者が救われない。もちろんオープンな意見は大事だと思っているが、それだけではないと思う。

(事務局 和気係長)

当事者、地域組織やテーマ性を持った団体から意見を聴く取組は、基本的に条例上の意見交換会手続の代替としてではなく、所管部署の任意で実施されてきた。条例では、努力義務規定として、複数の市民参画手法を併用することが定められているが、意見公募手続以外の手法の選択は任意であるため、必ずしも意見交換会手続を必須にしなければいけないとは認識していない。

(田端会長)

公募市民を無作為抽出することについては、現行の運用で行うことが可能であるならば試してみるのも一つかと思う。

無作為抽出にするとなおさらテーマに関する知識がない方も多くなり、意見を出せるように情報提供しないといけないので手間はかかる。しかし、決して悪い手法ではないと思う。一方で、正木委員は「無作為抽出導入にあたってはどの審議会等を対象にするかは慎重な検討が必要」と言われており、私もそのとおりだと思う。

(松本委員)

会長は現行の運用で行うことが可能と認識しているというが、何を根拠に可能と認識されているのか。

(事務局 和気係長)

公募市民の選任方法は、条例、施行規則等で具体的な決まりがないということが根拠であ

る。市民会議の設置は、市民参画手法のその他手法の中に例示として逐条解説に記載されている手法である。

(田端会長)

ルールがないから可能だということであるが、もし本当に実現しようとするのならば、具体的な仕組みをつくらないといけないと思う。公募型は手間がかかる。公募にしようと思ったら、条件をつけるかどうか論点になり、例えば18歳以上の市民なのだろうし、裁判員制度に近いものになるので、それなりの時間と手間がかかる。個人情報の問題も入ってくる。その辺りも含めて、「特に定めがないからできる」というロジックでは駄目で、前向きな考えを持っていないと実現は難しいと思う。

(松本委員)

現行でも「ルールがないからやろうと思えばできる」ということではなく、会長から意見のあったように、これを積極的に検討していかなければいけない。

無作為に多様な市民の意見を反映していくための手段は2つある。1つ目は審議会等の委員を選ぶ場合の無作為抽出、2つ目はパブリックコメント。要するに出してくださいと待つのではなく、行政が無作為抽出した人に案内を出して、意見提出を求めるという形である。もちろん応じてくれる市民の確率は非常に低いですがそれでいい。そのような方法を、早急に検討し、具体化する、あるいは試行していく必要がある。以上のような趣旨の提言を盛り込む必要があると思う。

(田端会長)

他のテーマに移る。傍聴者の発言について意見はあるか。

(松本委員)

時間の関係などで、傍聴者にその場で喋ってもらうことはハードルが高いのは事実である。

だが、明日からできることが一つある。それは傍聴者にアンケート用紙を配ることである。説明会や意見交換会でも、発言できなかった人にアンケート用紙を配り、意見があれば書いて送ってもらう形でやっており、それと同じである。審議会等の運用マニュアルの中に、傍聴者にアンケート用紙を配り、意見を出してもらうことを盛り込めばよい。

(田端会長)

傍聴で来られている方は、当然関心があるから意見を述べる可能性はある。アンケート用紙の配付は可能だろうと思う。さらには審議会等であれば期間が決まっており、その間は常に審議会等に対して意見が言えるような場をつくるなどもう少し幅広くした方が良い。審議会等の判断に任せると審議会等ごとでバラバラになってしまうので、やるならば全体ルール

として考えないといけない。

(松本委員)

今の審議会等の委員の選任に関わる話で、公募委員を選任しなかった理由の一つが「有識者及び当事者等の意見を聞く場とするため」とし、積極的にいないという判断をされたケースがある。

もう一つは、公募委員を募る時間がなかったというケースである。確かに緊急的に動いて間に合わないことはある。しかし、時間がなかったのであれば追加して途中から公募委員に入ってもらってもいいのである。途中から委員を追加した事例はいくつもある。

工場緑地のケースでは、公募委員を入れないといけないという認識が乏しかったのかと思う。公募委員の選任というのが非常に軽く見られていると感じる。同じことは、ジェンダー平等の推進に関する条例にしてもインクルーシブ条例に対しても同じである。確かに有識者、当事者から意見を聞くのは良いことだ。しかし、同時に、当事者や有識者ではないごくごく一般の市民の意見も反映するというのが、この市民参画条例の公募委員制度の趣旨なのである。そこを、誤った解釈で不要とするのは制度を軽視していると言わざるを得ない。

(事務局 森課長)

「あかしジェンダー平等の推進に関する条例」と「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」についての質問にお答えする。

まず、ジェンダー平等の推進に関する条例についてだが、当初、ジェンダー平等の実現に向けて必要な制度や取組の検討にあたって有識者等の意見を聞くため設置した「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」の2回目の会議で、ジェンダー平等を進めるのであれば総合的な理念条例をつくるべきと意見があった。元々検討会では具体的な計画策定や条例制定を想定していなかったため、市民参画条例における対象事項として捉えず市民公募をしなかった次第である。

なお、条例制定に関しては、パブリックコメントを実施し、また、2020年に実施した市民アンケート「男女共同参画に関するアンケート」の意見を参考にさせていただき市民意見の反映に努めた。

もう一点のインクルーシブ条例に関しては、趣旨が違っており、当初は検討会自体を、あくまでも当事者や支援者、有識者の意見を聞くことで、障害当事者の今まで置かれてきた立場に鑑み、市としてより障害者施策に取り組んでいく目的で設置したものであり、条例制定にあたって必要な市民参画手続の一つとしての位置づけで設置してはいなかった。ただし、ご指摘のとおり、市民参画手続が不要だと考えていたわけではない。実際には、パブリックコメント、フォーラムの開催、アンケート等という形で市民参画条例上の複数手法を担保し、幅広く市民の意見を聞く手続は別途行ったという認識である。

(松本委員)

それであれば、やはり新庁舎と同じ発想である。

当初は条例制定までは想定していなかったが、どういう施策を進めていくのかを議論した段階から審議会等となっているのであり、その審議会等に公募委員が入らず、当事者や有識者だけが委員となっていることは、やはり公募委員を極めて軽く見ているのではないか。そういう点で、パブコメを実施するから審議会等は不要だと言っている新庁舎の場合と、ほとんど同じである。

(田端会長)

松本委員は2点意見されており、一点は、「あらゆる審議会等」なのだから、市民参画条例どおりやるべきだということであり、もう一点は、議論の内容が条例の話になってきた時点で、途中からでも参画いただくべきだということである。

(坂口委員)

傍聴参加したことがあり、どうしても自分の意見が言いたかったことがある。しかし発言はさせてもらえなかった。あとでアンケート等を提出できれば傍聴者でも意見が言えるので、その方法は良いと思う。

(田端会長)

審議会等の任期がある間は、常に意見をいただける状況をつくるのが大切である。また、審議会等の映像を流すなど公開の仕方についても考えなければならない。傍聴者は関心のある市民であり、意見を聴く機会があってもいいと思う。

次は、4ページ目「社会環境の変化」であるが、オンラインやリモートの話については、やらなければ間違いなく遅れてしまう。

また「市職員の意識醸成について」は何度も意見が出ており、弘本副会長に先程まとめていただいたが、条例ができて時間が経過すると、どんな制度でも当初つくられた方の熱意や思いが失われてしまう。もう一度当初の趣旨を思い出すためにも研修が必要ではという意見があった。

5ページ目の市議会の話では、正木委員の意見で賛成であり、また今すぐ事務局から答えてもらうことは難しいと思う。宿題としておきたい。

(松本委員)

正木委員がまだ議論が十分ではないと言われたが、議論をやっていないだけであり議論すべきだと思う。これまで11年間、問題になっていなかったが、工場緑地規制緩和に関する条例の問題で初めてクローズアップされた。市長提案では市民参画手続が行われているが、議員提案では行われていない。自治基本条例では、市議会も市民の意見を聞かないといけない

と規定しているのにもかかわらず、なぜ市民参画条例では市議会を外しているのか。事務局がつくる案で市議会を縛るわけにはいけないという話になったのだろう。自治基本条例のときは、検討会議の場に正副議長に出席してもらい、市議会としての考え方をまとめてほしいという旨の意見を出していた。それから半年程度で、市議会・議員のあるべき姿についてまとめたものが市議会の内部の合意を得て提出された。それを基に第8条、第9条がつくられており、それを受けた形で議会基本条例になっている。議会基本条例も、市民の意見を聞かなくていいとは書かれていないが、一方で具体的な手続の手順等について定められていない。当然市民参画条例を援用しなければならない。今回は時間的余裕がないということで議論を避け、答申対象から外すような見切り発車をしようとしている。この欠陥をそのまま放置しておくことはできない。

解決方法は2つある。

一つは、市民参画条例の義務付けの対象を、「明石市長」ではなく「明石市」というように、議会も含めたものに変えるという方法であり、もう一つは、自治基本条例を受けて市民参画条例に相当する手続を議会が議会基本条例の運用規則として手続を定めてほしいという要請を、この市民参画推進会議が答申として提出するという方法である。直ちにこの条例を改正すべきだと言っているのではない。

(田端会長)

他にも選択肢があると思うので、松本委員の意見を否定するわけではないが、今回はまだ十分な議論ができてない。指摘があったことは載せるが、これから考えるべき事項ということである。議会はどうしても行政とは違う扱いをせざるを得ない。個人的には議会自ら律すべきだと思っているが、その律する機会がなかなかないのではないかという意見だと思う。そういったことも含めて議論を進めていきたい。

最後の「条例の運用状況の評価・検証について」は来年度、整理した形で議論していきたいと思っている。市職員の意識醸成については弘本委員からおっしゃっていただいたように、10年経過すると市職員の入れ替えもあり、今の担当部局だけでやるのが難しければ工夫を考えなければならないと思っている。

(松本委員)

5ページ目「条例の運用状況の評価・検証について」の件であるが、右側の「現状・取組状況」の一番下の(推進会議の設置)の第20条のところでアンダーラインが引かれている。市長の諮問がなければ条例改正についての提案ができないという意味合いで書かれているのか、それとも、市長の諮問の有無に関わらず、推進会議の任務として適正に市民参画が運用を行えるよう、条例の改正等についても答申提案をすることができるということを強調されているのか。事務局の認識を確認したい。

(事務局 和気係長)

現行の条例規定を記載している。

(松本委員)

私がお聞きしたいのは、どっちであるかだ。要するに、諮問の有無に関わらず、推進会議で運用状況を検証した上で、条例改正について答申として提案をするということは可能であり、諮問がなければできないという認識は全くないということによいか。

(事務局 和気係長)

質問の意図が読み取れないが、現行の条例規定はこのようになっており、市民参画推進会議は「市長の諮問に応じ」開催するものと認識している。

(田端会長)

常設の委員会か諮問に応じて設置された委員会かによって違う。この推進会議は常設型の委員会であるため、諮問以外についても答えることができるだろうと思っている。

ある常設の審議会等での話である。これまで計画をつくる際は、計画案をつくってほしいと諮問があり、それに対する答申を出すのであるが、諮問を忘れていた事案があった。遑って諮問を出すことも考えたが、委員会として計画をつくるのは当然であったので、諮問がなかったが審議をした。常設の委員会は比較的自由度があるのかもしれない。例えば、私がいつも例に挙げている県民生活審議会等は、本来、県知事の諮問に応じて答申をするが、それ以外にも、その都度課題となっている案件について報告書や提案書という形で県に出している。先ほど松本委員から質問があったが、市には他の審議会等もあり、市全体で通用するものなのかどうかについては、何とも言えない。

(松本委員)

これは常設の諮問機関なのだという認識であればおっしゃる通りだと思う。条例施行規則の規定では任期は2年となっており、今回のように5年間空白があってはならない。空白をつくらぬよう委員の2年の任期が満了したら、次の委員を選任し、常に存在しているというのが常設機関。常設機関であれば、委員会の審議の過程で出てきたことを答申という形で提言するのは当たり前の話であり、諮問がないことについても審議するのは当然だと私は理解している。だから、その理解が共通しているのであれば何の問題もない。

(田端会長)

先ほど言ったようにこの会議だけの話ではないので、市に少し調べていただいて、その上で判断をしたいと思う。

今日は幅広くご議論いただいた。やはり市民意見を反映するのか、その反映というのは意見を聞くだけではなく、計画の変更や、決定に近いことに関与できるかどうかが重要である。

そのためには、7つある手法のどれをどのような形で選択していくかについては検証課題にするべきだという意見をいただいた。

また、公募委員以外にも無作為抽出型も考えうるし、それについてもっと積極的に検討してほしいという意見もあった。さらに審議会等に参加、傍聴した場合に、何らかの形でその意見を主張する場があってもいいのではないかという意見もあった。何よりも市職員の認識は10年経過し、当時と若干ずれてきて、形骸化している。それを改善するために、どのような適切な研修等があるのかをしっかりと考えていただきたいということもあった。

大黒委員からはSNSやICTの活用についてのご意見をいただいた。これは本当に重要であり、これから検討するということでは間に合わないのではないかと。国も積極的に進めている中、しっかりと捉えていただきたい。

(松本委員)

もう一つ、公募委員をはじめとした審議会等の委員の構成、選任について、質問がある。明石市では、ほとんど担当部局が、市長の意見も取り入れながら、委員の選任を行っている。いわば恣意的に選ばれている。公募委員での応募が複数以上、定数以上あれば、そこから行政が恣意的に選んでいる。この恣意的に選ぶところが味噌である。選考委員を通して最終的に選んでいるケースもあるだろう。ここで提案であるが、「公募委員等の選考委員会」のような公平性を補完する仕組みが必要ではないかと考える。すぐにやるということではなく、必要であるということ喚起し、検討すべきではないかという形で答申には盛り込む必要があるだろう。また、公募委員を選任する意義は大きく、その割合が委員総数の2割以上とする条例規定は、2割いけばよいというものではない。

(事務局 和気係長)

審議会等の委員の選任基準については、今一度、審議会等の所管部署へ周知徹底をしていかなければならないと考えている。

公募委員の選考方法については、多様な意見が反映されるよう、基本的にテーマに沿った論文の提出、または面接の実施によって所管部署において適切な選考がなされており、現行の選考方法で一定の公平性は確保できていると認識している。

また、公募市民の割合は委員総数の2割以上でよいと認識している。

(田端会長)

ご意見は、公募委員の選任については、何らかの見える化ができる方法について行うべきということである。大抵の場合は、論文を出していただき、それを専門家等がチェックするという方法を取っている。また、面談をする場合もある。ただ、手続が見える化されていないので、恣意的という誤解を招くこともあり、確かに課題である。公募委員を選ぶことの重要性、選ぶ際の手続の明確化について、各部局に伝えるだけでなく選考委員会のようなも

のを検討すべきではないかという意見については、意見として受け入れるのが一つだと思う。

(事務局 中島課長)

事務局は、本日の意見を踏まえ、次回会議までに答申案の取りまとめを行い、次回会議は、答申案をもとに進めたい。

※次回会議 3月20日(月)14時～ 市役所8階会議室で開催